平成15年度

東北運輸局交通環境対策アクションプラン

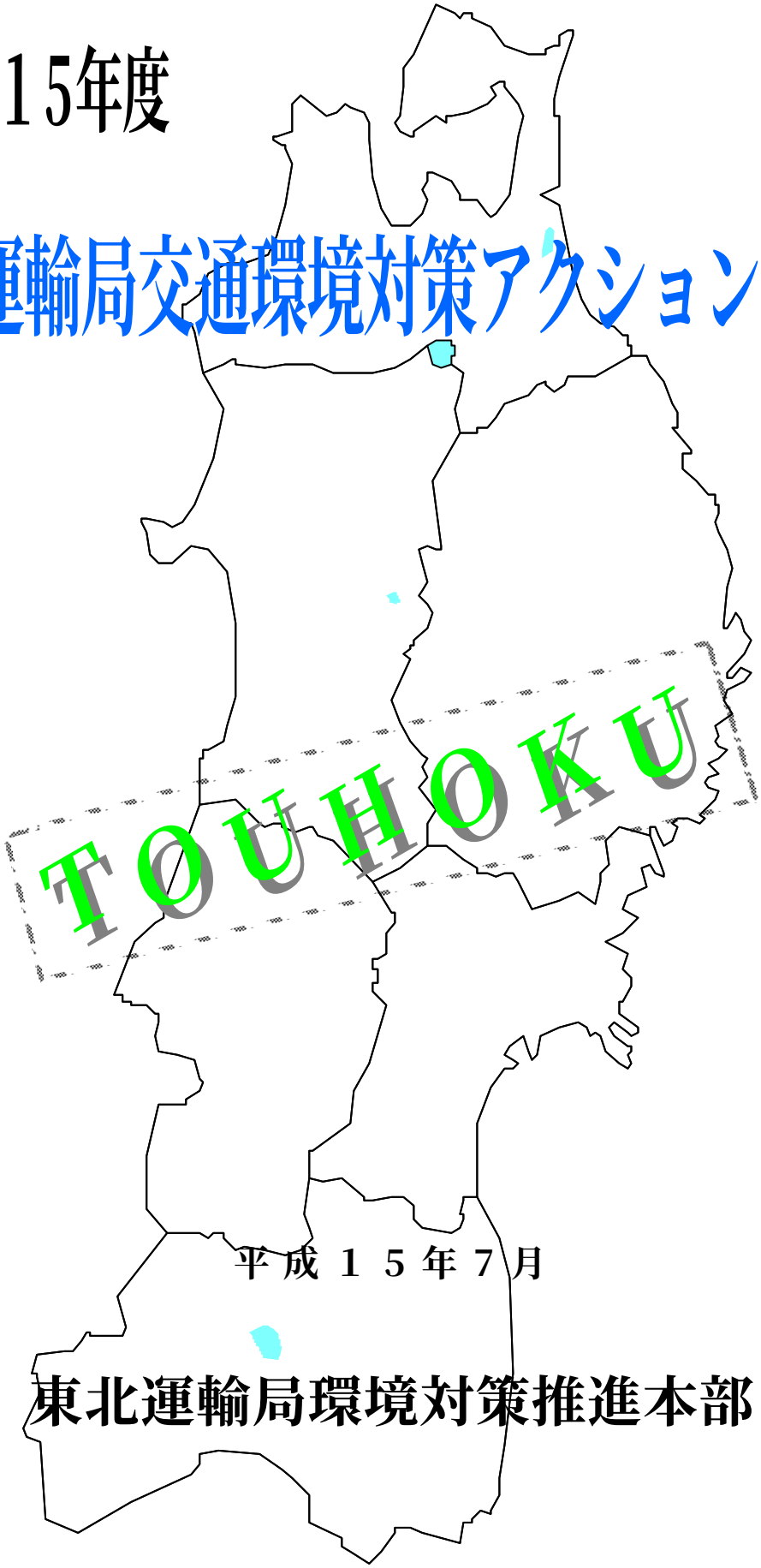

平成１５年７月

国土交通省

東北運輸局環境対策推進本部

目　　次

１．地球温暖化対策に対する取り組み　・・・・・・・・　1
1.1　自動車交通対策　・・・・・・・・　1
(1)低公害車の普及　・・・・・・　1
① 東北ブロック低公害車導入促進等協議会の開催　・・・・・・　2
② 東北地区エコ・トラック推進協議会の開催　・・・・・・　3
③ 東北運輸局庁用車の低公害車への代替　・・・・・・　3
④ 地方自治体等に対する低公害車導入の協力要請　・・・・・・　3
⑤ 事業用低公害車バスの導入促進及び支援措置　・・・・・・　4
⑥ 仙台都市圏におけるCNG車の導入促進　・・・・・・　4
⑦ グリーン経営の推進　・・・・・・　5
(2)交通流対策　・・・・・・　5
① 交通需要マネジメント（TDM）実証実験補助の実施　・・・・・・　5
② 広域的な公共交通利用転換に関する実証実験への支援　・・・・・・　6
③ 時差通勤の推進　・・・・・・　6
④ 踏切道改良の推進　・・・・・・　7

1.2　環境負荷の小さい交通体系の構築　・・・・・・・・　7
(1)モーダルシフト・物流の効率化等　・・・・・・　7
① 環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験の認定　・・・・・・　7
(2)公共交通機関の利用促進　・・・・・・　8
① 公共交通活性化総合プログラムの推進　・・・・・・　8
② オムニバスタウン計画の推進　・・・・・・　9
③ デマンド交通実証実験の実施　・・・・・・１０
④ 鉄道利用の促進　・・・・・・１１
⑤ バス利用の促進　・・・・・・１１
⑥ 交通バリアフリー施策の推進　・・・・・・１２
⑦ 交通アドバイザー会議の開催　・・・・・・１３

1.3　各界各層の取り組み　・・・・・・・・１３
① 東北ブロック低公害車導入促進等協議会（前掲）　・・・・・・１３
② 東北地区エコ・トラック推進協議会（前掲）　・・・・・・１３
③ 青森市総合交通対策協議会　・・・・・・１３
④ 奥入瀬渓流利用適正化協議会　・・・・・・１４
⑤ 青森県渋滞対策推進協議会　・・・・・・１４
⑥ 岩手県渋滞対策推進協議会　・・・・・・１４
⑦ 総合交通施策懇話会　・・・・・・１４
⑧ 盛岡市快適通勤連絡会議　・・・・・・１４
⑨ いわてクリーンエネルギーフェア2003　・・・・・・１４
⑩ 早池峰地域自動車利用適正化部会　・・・・・・１４
⑪ 宮城県自動車交通公害対策推進協議会　・・・・・・１４
⑫ 宮城県自動車交通公害対策懇談会　・・・・・・１４
⑬ 仙台市地球温暖化対策推進協議会　・・・・・・１４

⑭ 秋田県新渋滞対策推進協議会 ・・・・・・１４
⑮ 秋田駒ケ岳登山利用適正化協議会 ・・・・・・１５
⑯ 山形県新渋滞対策推進協議会 ・・・・・・１５
⑰ 山形県使用済み自動車等適正処理推進協議会 ・・・・・・１５
⑱ やまがた環境フェスティバル in 新庄 ・・・・・・１５
⑲ 福島県ディーゼル車排出ガス対策推進会議 ・・・・・・１５
⑳ 2003 グリーン購入推進キャンペーン ・・・・・・１５
福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会 ・・・・・・１５
うつくしまエコイベント ・・・・・・１５

２．自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題 ・・・１５
2.1 自動車単体対策 ・・・・・・・・１６
① ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーンの実施 ・・・・・・１６
② 街頭検査の実施 ・・・・・・１８
③ オムニバスタウン整備総合対策事業補助によるCNGバスの導入（前掲）・・・・１８
④ 低公害車普及促進対策補助制度によるディーゼル微粒子除去装置
（DPF）等の導入に対する補助の実施 ・・・・・・１８
⑤ 事業用低公害車の導入促進及び支援措置（前掲） ・・・・・・１８
⑥ グリーン経営の推進（前掲） ・・・・・・１８
2.2 交通流対策 ・・・・・・・・１９
① モーダルシフト（前掲） ・・・・・・１９

３．循環型社会の形成に向けた取り組み ・・・・・・・・１９
(1)自動車リサイクル ・・・・・・１９
① 自動車抹消登録業務によるリサイクルの実施の担保 ・・・・・・１９
② 自動車整備事業者における対応 ・・・・・・１９
③ 環境に優しい自動車整備工場に対する顕彰制度の推進 ・・・・・・２０
(2)ＦＲＰ船リサイクル ・・・・・・２０
① 小型船舶の登録の適正な実施 ・・・・・・２０
(3)静脈物流システムの構築 ・・・・・・２１
① 東北地方における静脈物流システム構築基本調査の実施 ・・・・・・２１
(4)グリーン経営の推進（前掲） ・・・・・・２１

４．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策 ・・・・・・・・２１
① 外国船舶の監督（ＰＳＣ）の強力な実施 ・・・・・・２２
② 海洋防止設備に関する国民の理解増進、周知・啓蒙の強力な実施 ・・・・・・２２
③ 安全総点検の強化・拡充 ・・・・・・２２
④ 危険物運搬船への立入り検査の強化 ・・・・・・２３
⑤ 東北地区舟艇利用振興対策連絡会議の開催 ・・・・・・２３
⑥「プレジャーボート何でも相談」窓口の設置 ・・・・・・２３
⑦ 小型船舶の登録の適正な実施(前掲) ・・・・・・２３
⑧ グリーン経営の推進（前掲） ・・・・・・２３

１．地球温暖化対策に対する取り組み

（国の動き）

平成14年3月19日、総理を本部長とし、全閣僚から構成される地球温暖化対策推進本部は、これまでの「地球温暖化対策推進大綱」（平成10年6月同本部決定）を見直し、京都議定書での温室効果ガス６％削減約束の達成に向けた具体的裏付けのある対策の全体像として、新たな「地球温暖化対策推進大綱」（以下「大綱」という。）を決定した。

大綱においては基本的考え方として、①環境と経済の両立、②ステップ･バイ･ステップのアプローチ、③各界各層が一体となった取り組みの推進が示されている。

平成14年5月31日には「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正案が成立し、京都議定書が６月４日に受諾された。

運輸部門は、我が国のC02排出量の約２割を占めており、そのうち約88％までが自動車起源である。大綱では、運輸部門における2010年度のC02削減目標値を約4600万トン（自然体ケースとの比較）としており、自動車交通対策、環境負荷の小さい交通体系の構築を積極的に推進していく必要がある。

1.1 自動車交通対策

(1) 低公害車の普及

（国の動き）

低公害車の開発･普及を促進するため、平成13年7月、国土交通省、経済産業省、環境省の3省で「低公害車開発普及アクションプラン」を策定した。同アクションプランでは、2010年度までのできるだけ早い時期に1000万台以上の低公害車を普及させるとの数値目標を設定している。

自動車グリーン税制の導入や低排出ガス車認定制度等により、低公害車の型式は、平成12年12月の79型式から平成15年3月末には312型式に急増した。平成13年度下半期においては、新規登録車のうち44.6%（約89万台）、14年度上半期においては57.3%（約107万台）、同年度下半期においては64.5%（約135万台）が低公害車であり、急速に普及が進展している。

この急速な普及を踏まえ、平成 15 年 3 月に国土交通省は 1000 万台以上の普及達成を 2005 年度末までと大幅に目標時期を前倒しした。

（参考） 東北ブロック低公害車保有台数（平成 15 年 3 月末現在）

	電気	ﾒﾀﾉｰﾙ	CNG	ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ	ガソリン ※1	低公害車 合　計	登録車保有台数　※2	低公害車普及率%
青森県	1			712	34,126	34,839	591,893	5.89
岩手県	4		1	838	38,650	39,493	583,837	6.76
宮城県	12		84	1,816	84,831	86,743	1,025,733	8.46
秋田県	5	1	3	617	35,795	36,421	481,929	7.56
山形県	2			895	44,951	45,848	534,890	8.57
福島県	11	1	4	1,661	72,573	74,250	965,969	7.69
管内合計	35	2	92	6,539	310,926	317,594	4,184,251	7.59
全国合計	533	91	12,376	90,875	4,472,323	4,576,198	50,417,835	9.08

※1　低燃費かつ低排出ガス認定車（ハイブリット車を除く）
※2　非けん引車、特種車、大型特殊車、二輪車、軽自動車を除く

① **東北ブロック低公害車導入促進等協議会の開催**（交通環境部、自動車交通部、自動車技術安全部）

東北運輸局が中心となり、管内の関係機関、地方自治体、運輸関係事業者団体等が参加して、平成14年6月24日に東北ブロック低公害車導入促進等協議会を設置した。協議会においては、参加機関の緊密な連絡協議を通じて、低公害車の導入促進等を図るとともに、運輸部門における環境対策及び省エネルギー対策等の推進を図ることとしている。

【15年度の取り組み】

・東北ブロックにおける低公害車普及目標を 2010 年度までのできるだけ早い時期に８５万台以上としているが、導入目標の前倒しについて検討する。
　※東北ブロック低公害車導入促進等協議会（平成 15 年 6 月 20 日）において、「2005 年度末までに 85 万台以上の低公害車の普及を目指す。」に決定された。
・低公害車メールマガジン登録の呼びかけ・促進を、引き続き行う。
・関係機関・団体の低公害車導入計画の策定・推進を引き続き要請するとともに、各県における導入計画等の情報収集を行う。
・低公害車の普及推進に向け、広報、周知に努める。

【14年度の実績】

・平成 14 年 6 月 24 日に東北ブロック低公害車導入促進等協議会を設置した。
・東北ブロック低公害車普及目標を 2010 年までの早い時期に 85 万台以上と設定した。
・東北ブロックにおける低公害車台数が、平成 15 年 3 月末現在で、低公害車 31.8 万台（保有台数 418 万台の内、7.6 %）となった。
・低公害車メールマガジンの登録者を募集するため、14 年9月と12月の 2 度にわたり、案内のチラシ計11，000枚を自治体、事業者団体等に配布。更に、東北運輸局メールマガジン、局広報誌「交通運輸ネットワーク東北」、地域づくりニューズレター（自治体向けのメールマガジン）等により登録案内を行った。
・関係機関･団体等に対し、低公害車の導入推進を、会議等の機会を利用して要請するとともに、局広報誌「交通運輸ネットワーク東北」に低公害車普及推進コーナーを設けるなど各種広報に努め、普及を推進した。
・低公害車の普及状況の情報提供を進めるため、以下のとおり、普及状況を取りまとめ公表した。
　11 月 22 日発表「東北ブロックにおける低公害車の普及状況について」（ブロック別、県別の 14 年 3 月末現在の低公害車普及率）
　12月27日発表「県別の低公害車登録状況について」（平成 14 年度上半期）

なお、１５年１月以降は、東北運輸局において毎月の運輸関係の動向をまとめた統計資料「東北地方における運輸の動き」に県別低公害車登録･保有台数を掲載。

② **東北地区エコ・トラック推進協議会の開催**（自動車交通部）

東北運輸局と管内各県トラック協会が共同で平成１0年4月に設置。低公害タイプのトラックの導入、共同輸配送の促進、エコドライブの推進等を図り、もって環境にやさしいトラック事業の構築を図ることを目的として活動している。

【15年度の取り組み】

東北地区エコ・トラック推進協議会を開催し、低公害トラックの導入促進、エコ・ドライブの推進等について協議する。

また、低公害車（CNG 車）の導入については、国の補助制度を活用して仙台都市圏において 30 台の導入を目標とする。

【14年度の実績】

平成１４年１２月３日に東北地区エコ・トラック推進協議会を開催した。

管轄区域変更後初めての会議であり、秋田県トラック協会、山形県トラック協会、も新構成メンバーとして出席した。

また、各県トラック協会からは、アイドリング・ストップ運動の推進、蓄熱ウオームマットの普及、エコドライブの推進、低公害車の導入促進などについて報告があった。

③ **東北運輸局庁用車の低公害車への代替**（総務部）

政府は、総理の指示に従い、14年度以降３年間で原則として全ての一般公用車を、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）に基づく基本方針に従い、ＣＮＧ自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車（☆☆☆）に切り替える。

【15年度の取り組み】

平成１５年度については、６台（ハイブリッド車３台、超－低排出ガス車（☆☆☆）３台）を代替する。(低公害車導入率 71.4%)

【14年度の実績】

・東北運輸局（本局・支局・事務所）の全車両２８台中、１３年度末で８台導入済み。（低公害車導入率 28.6%）

・平成１４年度については、６台（ハイブリット車２台、超－低排出ガス車（☆☆☆）４台）を代替した。（低公害車導入率 50.0%）

④ **地方自治体等に対する低公害車導入の協力要請**（交通環境部）

地方自治体等に対して、環境性能の優れた自動車への切り替えを要請する。

【15年度の取り組み】

・地方自治体に対し政府における一般公用車への切り替えを基本としつつ、利用者ニーズに応じて、「グリーン購入法」に基づく基本方針に適合する環境性能の優れた自動車への切り替えについて要請する。

・地方自治体の低公害車の導入状況について、情報収集に努める。

【14年度の実績】

・地方自治体等に対する低公害車への切り替えについて、会議等の機会に要請した。

⑤ **事業用低公害車の導入促進及び支援措置**（自動車交通部、自動車技術安全部）

バス利用促進等総合対策事業、公共交通移動円滑化施設整備事業、運輸低公害車導入促進助成金及び低公害車普及促進補助制度などの支援制度により、低公害バス、トラックの導入を促進する。

なお、低公害車普及促進補助制度は、平成 15 年度から補助対象地域を自動車 NOx・ＰＭ法による規制対象地域（三大都市圏）の外にも拡大されるなどの制度拡充がなされ、低公害バス・低公害トラック又は低ＰＭ認定車を一定台数導入するバス・トラック事業者等に対し、地方公共団体等と協調して、当該車両購入費の一部（通常車体価格との差額の 1/2 又は 1/4）を補助する。また、DPF、酸化触媒の購入費についても補助を行う（2.1 ④参照）。

【15年度の取り組み】

１．低公害車バスの導入

オムニバスタウン整備総合対策事業補助による 15 年度の導入予定は以下のとおり。

CNG バス　２台（大型ワンステップ CNG スロープ付きバス　仙台市交通局）

２．低公害トラックの導入

低公害車普及促進補助制度等を活用し 30 台（CNG トラック）の導入を目標とする。

３．ＣＮＧスタンドの整備

CNG スタンド整備については、導入車両の増加にあわせて、関係機関及び事業者等に対し要請をする。

【14年度の実績】

１．低公害車バスの導入

CNG バスが４台（仙台市交通局）導入された。（1.2.(2)②オムニバスタウン計画の推進に掲載）

２．低公害トラックの導入

運輸低公害車導入促進助成金によりＣＮＧトラックを４社１０台導入した。

３．CNG ガススタンドの整備

平成１４年１２月に仙台市内で３ヶ所目になる「卸町エコステーション」が開設、仙台市トラック事業協同組合が運営している。

⑥ **仙台都市圏におけるCNG車の導入促進**（交通環境部）

CNG車の導入状況は、平成14年度末で全国は10万台当たり24.5台に対し東北は10万台当たり2.2台と極めて少なく、仙台市におけるCNGスタンドの整備は、3ヶ所と遅れている。このため、CNG車の導入の促進を図る。

【15年度の取り組み】

平成 14 年度の「仙台都市圏における CNG 車の導入促進のための調査検討委員会」においてまとめられた提言について、今後の導入状況を見ながら適宜フォローアップを実施する。

【14年度の実績】

・「仙台都市圏における CNG 車の導入促進のための調査検討委員会」を設置し、調査を実施した。
・調査報告書の中で、各種事業者に対するアンケート及びヒアリングの調査により仙台都市圏における CNG 車の導入に当たっての問題点や課題を整理し、今後の取り組みをするに当たっての提言をとりまとめるとともに、17 年末（2005 年末）までの導入目標台数を 300 台に決定した。
・CNG 車の導入状況は、13 年度末の 78 台から、14 年度末 116 台となり 49%の増。

⑦ **グリーン経営の推進**（交通環境部、企画振興部、自動車交通部、海事振興部）

自動車関係（トラック、バス、ハイヤー、タクシー）、海事関係（旅客船、内航海運、港湾運送）及び倉庫関係のグリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）推進マニュアルによりISOの認証取得が困難な運輸事業者のグリーン経営の推進を図る。

【15年度の取り組み】
・グリーン経営講習会を開催し、グリーン経営推進マニュアルの普及を図る。
・グリーン経営を推進する事業者名等をインターネットホームページ等により公表する。

(2) 交通流対策

① **交通需要マネジメント(TDM)実証実験補助の実施**（交通環境部、企画振興部）

交通渋滞を解消、緩和することにより交通流を効率化して、CO2 の排出量の削減を図る。

【15年度の取り組み】

継続して実施される実証実験について、支援するとともに実験終了後に検証を実施する。

・仙台市：「１００円パッ区」（実施期間：14 年　2 月～ 15 年 9 月）
（実験終了後は、区域を拡大し本各実施予定）
・福島市：１００円バス、ノーマイカーデー（実施期間：13 年10 月～ 15 年 9 月）
・会津若松市：循環バス「ハイカラさん」（実施期間：13 年10 月～ 15 年 9 月）
（実験終了後は、本各実施予定）

【14年度の実績】

○仙台市：「100円パッ区」（実施期間：14年2月～15年9月）

仙台市都心部の著しい渋滞を緩和することを目的として、バスの定時運行が確保されるように主要道路について、荷捌き車両・違法駐停車車両対策、バス専用レーンの試行、既存駐車場への案内誘導等を実施するとともに、複数のバス事業者が運行する都心部の既存路線バスの運賃を100円均一とした。

○福島市：100円バス、ノーマイカーデー（実施期間：13年10月～15年9月）

市内を循環する100円バスを運行するとともに、ノーマイカーデーの促進、バスロケーションシステムの増設、パークアンドバス（サイクル）ライドの推進、レンタサイクルの提供等を行った。

○会津若松市：循環バス「ハイカラさん」（実施期間：13年10月～15年9月）

マイカーで来訪した観光客の市内観光時のバス利用等を誘導し、主要観光地周

辺の渋滞を緩和するため、会津若松市が市営駐車場を利用したパークアンドバスライド及びレンタサイクル支援策を実施するとともに、バス事業者が市内の主要観光地を回遊する周遊バスを運行した。

○青森市：循環バス（実施期間：14年6月～14年8月、14年11月～15年1月）

冬季に特有な通勤時間帯の厳しい渋滞を緩和するため、青森市がＨＰ、広報誌を通じて事業所及び市民に対して時差出勤を呼びかけるとともに、都心部の周辺で道路が狭いためにバス路線空白地域となっている地域と都心部の間で、バスの定時運行が確保されるように道路管理者による除排雪の強化やバスレーンの路面表示強化を実施した上で、市交通局が小型車両による循環バスを運行した。

なお、循環バスについては14年6月から8月においても運行を行い、積雪期以外の渋滞緩和効果を検証した。

②広域的な公共交通利用転換に関する実証実験への支援（企画振興部）

マイカーから公共交通への利用転換を促進してわが国のCO_2排出量削減に貢献する新しい実証実験を支援する。

【15年度の取り組み】

・「ウィークデイ定期」の導入実証実験（秋田内陸縦貫鉄道（株））

（概要）秋田内陸縦貫鉄道において、週休２日制の普及による定期券の利用ニーズの変化を踏まえて、新たに利用日を月～金曜日に限定し割引率を高めた（現行の５／７）「ウィークデイ定期」を発売することなどにより、沿線の通勤・通学需要をマイカーから公共交通機関に転換することを目指すもの。

・「会津ぐるっとカード」の実証実験（会津カード管理運営委員会）

（概要）福島県会津地域において、地域内の鉄道・バスに利用できるフリー乗車券に、観光・宿泊施設の割引特典を組み合わせて、廉価（２日間有効で２，６００ 円）で提供する「会津カード」を導入することにより、同地域を訪れる観光客の交通手段をマイカーから公共交通機関に転換することを目指すもの。

③ 時差通勤の推進（交通環境部）

仙台都市圏においては、仙台地区時差通勤通学懇談会を開催し、約4万2千人が時差通勤通学を実施しているが、さらに、朝の通勤通学時間帯の交通混雑緩和を図るため、平成17年度までの協力目標人員を5万人とし、時差通勤通学を推進することとしている。

【15年度の取り組み】

・民間事業者団体、民間企業、学校関係者、学校、国、県、市の機関を対象に協力要請書及びポスター・リーフレットを送付し時差通勤通学実施の要請を行う。

・公共施設や駅等でリーフレットの配布、ポスターの掲示を行い、時差通勤通学実施の啓発を行う。

・民間事業所、学校、国、県、市の機関を対象にアンケート調査を実施し、時差通勤通学の実施状況及び課題を整理する。

【14年度の実績】

・民間事業者団体、民間企業、学校関係者、学校、国、県、市の機関を対象に協力力要請書及びポスター・リーフレットを送付し時差通勤通学実施の要請を行った。

・公共施設や駅等でリーフレットの配布、ポスターの掲示を行い、時差通勤通学実施の啓発を行った。

④ 踏切道改良の推進（鉄道部）

踏切道調整連絡会議を開催し、鉄道事業者及び道路管理者との調整を図りながら、高架工事等に伴う踏切道の改良による道路交通の円滑化を推進する。

【15年度の取り組み】

引き続き、踏切道調整連絡会議等を活用し、踏切道改良促進法に基づく改良必要箇所の指定及び立体交差化計画の具体化に向けて関係者間の調整を図っていく。

●連続立体交差化計画

・JR 東日本　仙石線　多賀城駅周辺　除去踏切 4 箇所

●単独立体交差化計画（工事施工中及び工事着手予定箇所）

・JR 東日本　五能線 1 箇所、花輪線 1 箇所、北上線 1 箇所、奥羽線 1 箇所、米坂線 1 箇所、常磐線 1 箇所

【14 年度の実績】

単独立体交差化については、奥羽線 5 箇所、東北線 1 箇所の計 6 箇所の立体交差化が完了した。

また、工事施工中が花輪線 1 箇所、北上線 1 箇所、奥羽線 1 箇所、米坂線 1 箇所、常磐線 1 箇所の計 5 箇所となっている。

1.2　環境負荷の小さい交通体系の構築

(1) モーダルシフト・物流の効率化等

（国の動き）

内航海運における市場環境の整備、技術の開発推進、社会的規制の見直し等を内容とした次世代内航海運ビジョンを14年4月に策定。これらの施策を推進することによって内航海運の競争力の向上及び経営基盤の強化を図りつつ、内航海運の輸送分担率を44%に向上させることを目指す。

① 環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験の認定（企画振興部、鉄道部、海事振興部）

平成15年度より、新しい補助制度として独立した、「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験補助制度」を活用し、荷主・物流事業者等の関係者が協調・連携して取り組む、幹線物流におけるモーダルシフト実証実験を支援する。（平成14年度は「幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験補助制度」）。

【15 年度の取り組み】

・新設された「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験補助制度」につ

いて、関係団体、荷主・物流事業者等に対する広報・周知を図るとともに、募集を行う。

・モーダルシフトセミナー等の開催により、実証実験補助制度の説明及び荷主企業等のモーダルシフト意識の高揚を図る。

【14年度の実績】

・「幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験」を募集したところ、東北運輸局管内の荷主・物流事業者から３件の申請があり、平成 14 年 9 月 10 日、３件とも実証実験実施計画の認定（補助金なし）を受けた。

・青森、秋田、仙台で開催された鉄道貨物協会モーダルシフトセミナーに講師として出席し、荷主・物流事業者等参加者合計３０４名に対し、モーダルシフトの必要性、環境規制の動向、補助制度の概要等の説明を行った。

・海運関係では、平成 14 年 9 月 30 日、内航関係者（仙台港シャーシ輸送連絡協議会会員２２社）を対象に、内航海運へのモーダルシフトについて出前講座を実施した。

(2)公共交通機関の利用促進

① **公共交通活性化総合プログラムの推進**（企画振興部、交通環境部）

公共交通機関に関する課題や実施を要するプロジェクトについて、東北運輸局が中心となって、関係者のコンセンサスの下で、解決や実施に向けた具体的方策を策定する。

【15 年度の取り組み】

- 青森県東部・岩手県北部広域公共交通活性化プロジェクト（新幹線新駅からの２次交通の整備拡充、広域観光ルートの整備、八戸を対象とした「ウィーンカード」の導入）
- 青森県西部広域都市間公共交通活性化プロジェクト（鉄道・バス連携強化、弘前都市圏等のバス路線の再編、弘前市を拠点とする広域観光モデルルートの整備）
- 秋田県広域都市間公共交通活性化プロジェクト（鉄道・バス連携、観光振興施策との連携強化）
- 仙台都市圏及び広域都市間公共交通活性化プロジェクト（仙山線機能強化、公共交通機関相互の連携強化、空港アクセス鉄道機能強化、「ウィーンカード」の導入）
- 福島県西部広域都市間公共交通活性化プロジェクト（ＪＲ線と会津鉄道の連携強化、会津カードの導入、周遊バスの利用拡大）
- 三陸地域の海洋観光振興と連携した公共交通活性化プロジェクト（公共交通を利用した観光船を組み込んだ周遊ルートの整備）
- 庄内地方の広域観光振興と連携した「飛島航路」の活性化（広域観光振興と連携した航路事業の活性化）
- 盛岡都市圏公共交通活性化プロジェクト（ＪＲ山田線の利用促進）

【14年度の実績】

- 青森県西部広域都市間公共交通活性化プロジェクト
  ・弘前都市圏において、平成１５年４月からの循環バスの２ルート新設を決定。

● 青森県弘前市における交通系ＩＣカードの導入及び活用方策の検討
・弘前市において、交通系ＩＣカード普及のための講演会、体験試乗会を実施。
● 青森県東部・岩手県北部広域公共交通・物流活性化プロジェクト
・八戸、二戸、いわて沼宮内の新幹線各駅を起点とする新しい二次交通ネットワークの整備。
・奥入瀬渓流における観光ＴＤＭ方策の検討調査に着手。
● 秋田県広域都市間公共交通活性化プロジェクト
・八幡平を訪れる観光客等のバス利用促進を図るため関係者間での検討会を実施し、ダイヤ調整を実現。利用者向けパンフレットを作成、配布。
・田沢湖～十和田湖間の広域バスアクセスの整備（二湖ニコ号の運行開始）。
● 上記のプロジェクト共通
・北東北３県において、インターネットによる二次交通情報提供システム「東北ネクストごーごーＮＥＴ」の開発（平成１５年４月２３日運用開始）。
● 仙台都市圏及び広域都市間公共交通活性化プロジェクト
・仙山線について、現地調査を実施し、実現可能な改良計画案を作成するとともに実現可能な費用の積算を行う調査に着手。
・仙台都市圏の鉄道、バス事業者に共通ＩＣカードシステムに関する概況説明・体験会を実施した上で、導入に向けたヒアリングを行い、課題を整理した。
● 福島県西部広域都市間公共交通活性化プロジェクト
・ＪＲ、会津鉄道、会津乗合バス等の関係交通事業者、関係市町村合意による会津カードの１５年度導入を決定（平成１５年７月１日販売開始）。
● 福島県双葉町における乗合バス撤退後の高齢者等移動制約者の交通手段の確保策の検討
・双葉町におけるデマンド方式による乗合タクシーの導入について、調査報告書を作成。（平成 15 年度に導入を予定）

② **オムニバスタウン計画の推進**（自動車交通部）

オムニバスタウン計画は、「人・まち・環境にやさしい」というバスの社会的意義を最大限に発揮したまちづくりに向けての市町村の取組みを促進し、自動車事故、渋滞、環境悪化等地域の自動車交通が抱える諸問題の解決を図ろうとするものであり、国土交通省が警察庁と連携して支援している。

東北運輸局管内では、盛岡市（平成 12 年 2 月）及び仙台市(平成 14 年 3 月)がオムニバスタウンの指定を受けており、オムニバスタウン事業の一環として以下の事業を実施する。

【15 年度の取り組み】
● 盛岡市：啓発イベントの開催、青山ゾーンバス実証運行・調査、ミニバスターミナル整備（青山・厨川地区）、サイクル＆バスライド駐輪場整備（太田・運動公園・松園第二）、ハイグレードバス停留所整備（11箇所）、バスロケーションシステム整備（路上設備56箇所、車載機215台分、総合情報案内盤3基）、中型ワンステップスロープ付きバス（４台）・小型ノンステップバス（２台）導入、ゾーンバス乗

継ぎシステム導入

- 仙台市：大型ノンステップバス（3台）・大型ＣＮＧノンステップスロープ付きバス（2台）・大型ワンステップＣＮＧスロープ付きバス（２台）・大型ワンステップスロープ付きバス（10台）導入、デジタル方向幕導入（224 台分）、停留所整備（15 箇所）

【14 年度の実績】

- 盛岡市： バスロケーションシステム整備、ミニバスターミナル整備（都南地区）、中型ワンステップスロープ付きバス（３台）、小型ノンステップバス（３台）導入〔「14 年度の取組み」掲載以外の実績：ハイグレードバス停整備、パーク＆バスライド駐車場供用・サイクル＆バスライド駐輪場整備（都南）、ＰＴＰＳ用ＶＩＣＳ設備整備、都南ゾーンバス実証運行（コミュニティバス実証運行、啓発イベント事業）、青山ゾーンバス実証運行調査〕
- 仙台市：バス運行総合案内システム整備、大型ノンステップバス（４台）・ワンステップスロープ付きバス（15台）・大型ＣＮＧスロープ付きバス（４台）導入〔「14 年度の取組み」掲載以外の実績：停留所整備（15 箇所）、デジタル方向幕（車載機 285 台、データ作成・インターフェイス基盤取付け一式）〕

③ デマンド交通実証実験の実施（交通環境部、企画振興部）

利用需要に柔軟に対応するデマンド交通システムの導入を促進し、利便性向上による公共交通の利用促進を図る。

【15 年度の取り組み】

・福島県保原町における新多目的交通システム(デマンド交通)の実証実験は平成 15 年 3 月で終了したが、保原町及び町商工会は４月以降も本格運行のため試験運行を継続しており、引き続き支援に努める。

・福島県を中心に、デマンド型乗り合いタクシーの導入を検討する自治体が増えてきており、その支援を行う。

【14年度の実績】

・福島県保原町における新多目的交通システム(デマンド交通)の実証実験は平成１５年３月３日から実証実験運行を開始。３月の利用者数は１３８０人。

・福島県双葉町における乗合バス撤退後の高齢者等移動制約者の交通手段の確保策の検討。（1.2(2)①に前掲）

・デマンド交通システムの導入を検討する自治体の参考とするため、デマンド型乗合タクシーの先駆事例である福島県小高町の「おだか e-まちタクシー」のシステム概要や導入の経緯、導入費用、利用状況等についての事例紹介冊子を作成し、管内全自治体に配布。

④ 鉄道利用の促進（鉄道部）

環境負荷の小さい鉄道に対する関心を高め、その利用の促進を図る。

【15年度の取り組み】

・平成１５年１０月５日にＪＲ貨物「宮城野駅」構内で各鉄道事業者の協力を得ながら、「鉄道フェスティバルｉｎ東北」を開催する。
・昨年度作成した「東北の駅１００選」をより広範囲に紹介することを目的に、ホームページ「東北の駅１００選」を作成する。

【14年度の実績】

・平成１４年１０月６日に「鉄道の日」の記念行事として仙台市の宮城野駅（ＪＲ貨物）で「鉄道フェスティバルｉｎ東北」を開催した。各鉄道事業者がそれぞれ工夫し、鉄道パネルや鉄道模型ジオラマの展示、鉄道グッズの展示・販売、各鉄道沿線観光物産販売、踏切事故防止ＰＲ等を行い、地域の住民や鉄道ファン等多くの方々に鉄道に対する関心を高められた。また、各事業者がそれぞれ独自にイベントを開催し、地域の方々に鉄道への関心を高められた。
・平成１３年度から作成を進めていた「東北の駅１００選」についても平成１４年９月下旬に完成し、地元の出版業者から発行されて約３万部販売され、鉄道利用者から好評を博している。
　また、１２月には駅１００選の選定看板を各駅に交付し、それぞれの地域の話題として報道機関にも取り上げられた。

⑤ **バス利用の促進**（自動車交通部）

　バス利用促進等総合対策事業、公共交通移動円滑化施設整備事業の助成制度を活用したノンステップバス等の導入、コミュニティバスの運行等によりバス利用の促進を図る。

【15年度の取り組み】

- 盛岡オムニバスタウン関係：啓発イベントの開催・青山ゾーンバス実証運行・同調査〔盛岡市〕、ミニバスターミナル整備・サイクル＆バスライド駐輪場整備・ハイグレードバス停留所整備・バスロケーションシステム整備〔岩手県バス協会〕、中型ワンステップスロープ付きバス・小型ノンステップバスゾーンバス・乗継ぎシステム導入（岩手県交通・岩手県北自動車）
- 仙台オムニバスタウン関係：大型ノンステップバス・大型ＣＮＧノンステップスロープ付きバス・大型ワンステップＣＮＧスロープ付きバス・大型ワンステップスロープ付きバス・停留所整備（仙台市交通局・宮城交通）、デジタル方向幕導入（仙台市交通局）
- オムニバスタウン以外の事業：ＰＴＰＳ車載設備導入(福島交通)、定期券発行システム・デジタル行先表示器導入（八戸市交通部）、コミュニティバス実証運行（弘南バス・南部バス・本荘市・山形市）

【14年度の実績】

- コミュニティバス実証実験（米沢市、本荘市、盛岡市）実施
- ワンステップスロープ付きバス導入補助（岩手県交通2台、岩手県北自動車1台、仙台市交通局11台、宮城交通8台）実施
- ノンステップバスの導入補助（岩手県交通3台、仙台市交通局4台）実施
- 「14 年度の取組み」掲載以外の実績：①盛岡オムニバスタウン関係：バスロケー

ションシステム整備・ミニバスターミナル整備・ハイグレードバス停整備・パーク＆バスライド駐車場供用・サイクル＆バスライド駐輪場整備・ＰＴＰＳ用ＶＩＣＳ設備整備(岩手県バス協会)、都南ゾーンバス実証運行（啓発イベント事業)、青山ゾーンバス実証運行調査(盛岡市)　②仙台オムニバスタウン関係：バス運行総合案内システム整備((社)宮城県バス協会)、停留所整備(仙台市交通局、宮城交通)、デジタル方向幕（仙台市交通局）　③その他：デジタル音声合成装置導入(八戸市交通部)

⑥ **交通バリアフリー施策の推進**(交通環境部)

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法)」に基づく、市町村の基本構想策定等を支援し、交通バリアフリー施策を推進する。

東北運輸局管内においては、盛岡市、仙台市、南陽市、会津若松市の４市が15年7月までに基本構想を策定したが、全国的には、15年6月末で90市町村が基本構想を作成しており、東北の取組みが遅れている。

【15年度の取り組み】

・東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議の開催
　各機関の取組み等の報告や意見交換を主とする会議として開催する。

・東北運輸局交通バリアフリー化推進連絡会議
　局内におけるバリアフリー関連の情報交換、共有化を図るため開催する。

・交通バリアフリー化促進バーチャル協議会
　本省からのバリアフリー情報及び運輸局からの情報を東北ブロックの協議会メンバーあて配信するとともに、協議会メンバーからの情報発信を積極的に行うための働きかけを行う。

・基本構想策定支援セミナーの開催
　１ヶ所で開催予定（仙台市）

・基本構想策定促進意見交換会の開催
　１ヶ所で開催予定（未定）

・基本構想策定委員会への参加
　基本構想策定委員会等を立ち上げる自治体に対し、運輸局又は運輸支局職員が参加し支援する。

・交通バリアフリー教室の開催
　６ヶ所で開催予定（八戸市、宮古市、仙台市、大曲市、南陽市、会津若松市）

【14年度の実績】

・東北地方交通バリアフリー法関係地方機関連絡会議
　平成 14 年９月４日、第２回連絡会議開催

・東北運輸局交通バリアフリー化推進連絡会議
　平成 14 年８月 28 日、第１回連絡会議開催
　平成 14 年 10 月 23 日、第２回連絡会議開催

平成 15 年１月 22 日、第３回連絡会議開催

・基本構想策定支援セミナーの開催

平成 15 年１月 29 日、仙台市で開催

平成 15 年３月 18 日、青森市で開催

・旅客施設における音による移動支援方策ガイドライン及び視覚障害者誘導用ブロックガイドライン説明会の開催

平成 15 年３月 14 日、東北地区会場（仙台市）開催

・交通バリアフリー教室の開催

平成 14 年 11 月 25 日、福島市で開催

平成 15 年１月 11 日、石巻市で開催

・交通バリアフリー化促進バーチャル協議会

本省からの情報及び運輸局独自の情報を東北ブロックの協議会メンバーあて随時メール配信した。

・基本構想策定委員会への参画

青森市、盛岡市、仙台市及び南陽市の基本構想策定委員会等へ運輸局又は運輸支局から委員等として参画した。

⑦ **交通アドバイザー会議の開催**（交通環境部）

交通施策全般に関する利用者ニーズを把握し、公共交通の利用促進につながるような施策への反映、交通サービスの改善等を図るため、交通アドバイザー会議を開催する。

【15年度の取り組み】

・各運輸支局において年１回～２回開催予定。（延べ１０回開催予定）

・平成１４年度会議で出された意見・要望等のフォローアップを行う。

・アドバイザーからの意見・要望について、可能な対応策を検討する。

【14年度の実績】

・交通アドバイザーに対し「公共交通機関等に関するアンケート」を実施し、利用者利便等に関する意見・要望等を把握した。

・平成１５年１月から２月にかけて各運輸支局において交通アドバイザー会議を計６回開催。

1.3各界各層の取り組み

低公害車の普及促進、エコドライブの啓発･促進等に向けて、各界各層において以下のような取り組みがされている。

① **低公害車導入促進等協議会**（1.1(1)①に前掲）

② **東北地区エコ・トラック推進協議会**（1.1(1)②に前掲）

③ **青森市総合交通対策協議会**

青森市の交通諸問題を解決するための、循環バス、時差通勤等に関する交通需要マネジメント施策を含む各種方策を総合的な視点に立ち検討を行っている。

④ 奥入瀬渓流利用適正化協議会

十和田八幡平国立公園の奥入瀬渓流を中心とする区域の環境保全のため、当区域における交通規制の具体的推進及びこれに伴う諸問題の解決策の検討を行っている。

なお、奥入瀬渓区間（惣辺－子ノ口間）で平成１５年９月１３日～１４日に、マイカーの通行禁止及び代替移動手段としてシャトルバスの運行を試行する予定。

⑤ 青森県渋滞対策推進協議会

青森県内の都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とし、各種渋滞対策の検討、実施を行っている。

⑥ 岩手県渋滞対策推進協議会

岩手県内の主要都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定することを目的とし、各種渋滞対策の検討、実施を行っている。

⑦ 総合交通施策懇話会

盛岡における交通施策のあり方について、将来にわたって総合的、体系的な視点から、広く意見を聴くとともに、オムニバスタウン構想や具体的な施策の推進に、市民と関係機関が一体となって取り組んでいる。

⑧ 盛岡市快適通勤連絡会議

「マイカー通勤自粛」、「ノーマイカーデー」などのソフト施策については、短期的に効果が期待できることから、マイカー通勤の転換に努め、時差出勤、交通規制、バス運行の効率化などの総合的な検討を行い、快適通勤の実現を目指している。

⑨ いわてクリーンエネルギーフェア2003

環境とエネルギーの調和に向けて、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進等を目的に、パネル展示、エコ・福祉車両の展示、体験コーナー等のイベントを開催。

⑩ 早池峰地域自動車利用適正化部会

早池峰山登山シーズン時の路側駐車による交通渋滞解消のため大迫町岳地内～川井村江繋地内間の車両乗り入れを規制し、バスによる代替輸送を行っている。（期間：6 月上旬から 8 月上旬の土・日曜日（18 日間））

⑪ 宮城県自動車交通公害対策推進協議会

自動車交通に伴う大気汚染や騒音などの問題を改善し、道路周辺の生活環境をより健全なものとするため、環境目標値を定め目標達成に向け各種の施策を推進する。

⑫ 宮城県自動車交通公害対策懇談会

宮城県自動車交通公害対策推進協議会で定めた宮城県自動車交通公害防止計画に基づき、民間や学識経験者等の立場から各種施策の効果的な対策のあり方等について意見交換・懇談を行い、県は懇談会に対し意見を聴取する。

⑬ 仙台市地球温暖化対策推進協議会

平成 14 年５月に全面改定した地球温暖化対策推進計画の核となる組織として、計画の進行管理を行いながら、市民・事業者・行政等各主体の自発的な行動をうながし、地域からの脱温暖化の行動へとつなげ、持続可能な社会の構築を目指している。

⑭ 秋田県新渋滞対策推進協議会

秋田県内の主要都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、渋滞対策について総合的な整備計画を策定する。

⑮ 秋田駒ケ岳登山利用適正化協議会

秋田駒ケ岳の自然環境を保全し、利用者の快適性と安全確保を図るため、毎年夏山シーズンにマイカーの進入禁止とバス代替輸送を行っている。

⑯ 山形県新渋滞対策推進協議会

山形県内の主要都市における慢性的な渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、関係機関相互の調整を図りつつ、渋滞対策について総合的な整備計画を策定する。

⑰ 山形県使用済み自動車等適正処理推進協議会

山形県下における自動車販売、整備及び自動車関連事業場において、使用済み自動車、廃品部品、フロン及び産業廃棄物の適正処理並びにリサイクル部品等の利用促進を図ると共に環境保全に努め、以って資源循環型社会の形成に寄与する。

⑱やまがた環境フェスティバル in 新庄（仮称）

ＮＨＫ山形放送局、山形県、新庄市等が主催し、８月２４日の新庄まつり初日にＪＲ新庄駅周辺で、エコカーの展示、試乗会をはじめとする「環境」をテーマとしたイベントを開催。

⑲ 福島県ディーゼル車排出ガス対策推進会議

福島県内におけるディーゼル車の低公害化を図り、ディーゼル車による大気汚染防止とその普及啓発の推進を図ることを目的として、平成14年5月に設立。

⑳ 2003グリーン購入推進キャンペーン

10 月を「グリーン購入推進月間」とし、福島県内の小売店等が参加して、消費者にグリーン商品・製品の購入を呼びかけを行い、グリーン購入の普及啓発を重点的に図る。

福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会

尾瀬地区の自然環境を保全するため、通年、御池～沼山峠口間のマイカー等の進入を禁止し、同区間を蓄圧式ハイブリットバス 3 台と EGR・DPF システム付きバス 1 台でシャトル運行している。

うつくしまエコイベント

イベント開催に当って環境配慮を推進するためのマニュアル「うつくりまエコイベントマニュアル」において、アイドリング・ストップ、自動車の効率的利用、低公害車の活用の促進を図っている。（平成 15 年度から一定の要件を満たすイベントを認定する。）

２.自動車等からの排出ガスによる大気汚染等の道路交通環境問題

（国の動き）

新型車の排出ガス対策

●ガソリン自動車

乗用車、軽・中・重量貨物自動車及び軽貨物自動車についてCO、HC、NOxの排出基

準の強化、耐久走行要件の強化、車載式故障診断（OBD）システムの装備義務付け等を平成12年、13年、14年規制（新短期規制）として実施。

●ディーゼル車

平成14年、15年、16年規制としてディーゼル車全般の規制強化、耐久走行要件の強化（新短期規制）を実施。

平成15年10月から、これまでの排出ガス規制と比較し、ＰＭでは約30％厳しい規制（15年規制）が施行されるが、より少ないディーゼル車の開発・普及の促進を図るため、15年規制と比較してＰＭの排出量が約75％又は85％低減されたディーゼル車を認定し公表する制度（「超低ＰＭ排出ディーゼル車認定制度」）を平成14年7月29日付けで創設。（施行同年9月1日）

平成15年10月から、定格出力19kw以上560kw未満のエンジンを搭載するディーゼル特殊自動車について、ディーゼル8モードよる排出ガス、黒煙規制を導入。

使用過程車の排出ガス対策

●ＮＯｘ法の改正（13年6月、ＮＯｘ・ＰＭ法）

法改正の概要（政省令含む）

①対策を行う対象物質に粒子状物質を追加

粒子状物質の総量削減のため、基本方針及び総量削減計画を作成する等により、対策を推進

②対策地域の拡大、対策地域として、名古屋市周辺地域等を追加

③自動車排出ガス対策の強化

車種規制の強化（平成14年１0月1日施行）

・ディーゼル乗用車を規制対象に追加

・トラック・バスの規制基準の強化

・規制適用に対する猶予期間の設定

・対策地域内の事業者に対する指導の強化（平成14年5月1日施行）

・一定規模以上（30台以上）の事業者に対する自動車使用管理計画の作成・報告等の義務付け

・ 国土交通大臣による、道路運送事業者に対する指導・助言、命令・勧告、立入検査・報告徴収等の実施（地方運輸局長への権限の委任）

○ＮＯｘ・ＰＭ低減装置性能評価制度を創設（平成14年8月29日）

使用過程車にあるディーゼル車に装着する窒素酸化物低減装置等の低減性能等を自動車と組み合わせた状態で評価し、その結果を公表することにより、優良なＮＯｘ・ＰＭ低減装置の普及を促進する。

2.1　自動車単体対策

① ディーゼル黒煙クリーン・キャンペーンの実施（自動車技術安全部）

使用過程車からの黒煙の低減に取り組むため、自動車関係団体の協力のもと、キャンペーンを実施する。

【15年度の取り組み】

● 運送事業者による自主点検

バス・トラック事業者において、自動車の自主点検を実施する。

● 黒煙110番の設置

走行中に黒煙を著しく排出する車両について、市民からの迷惑黒煙相談窓口（黒煙110番）を運輸支局整備課窓口に設置し、通報のあった自動車の使用者等の指導を実施する。

● 自動車整備事業者の取り組み

自動車整備事業者において、使用者に対する点検指導、燃料噴射ポンプのチェック、エアークリーナーの清掃又は交換を実施する。

● 運転者に対する指導

バス・トラック事業者において、運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導を行う。

● 黒煙に対する街頭検査の重点実施

〔重点実施期間〕

・平成15年6月1日～6月30日（燃料噴射ポンプの封印の取り外し等による黒煙の悪化車両を排除させることを重点に実施）

・平成15年10月1日～10月31日（自動車使用者等に適切な点検・整備等の必要性の説明及び指導することを重点に実施）

【14年度の実績】

● 黒煙に対する街頭検査の重点実施

〔実施結果〕

・平成14年7月1日～7月31日

ディーゼル黒煙測定台数425台（乗用車57台、トラック295台、ダンプカー60台、その他13台）、整備命令書交付（不適合）3台

・平成14年10月1日～10月31日

ディーゼル黒煙測定台数269台（乗用車38台、トラック197台、ダンプカー21台、その他13台）、整備命令書交付（不適合）4台

合　計　ディーゼル黒煙測定台数　６９４台、整備命令書交付（不適合）　７台

● 黒煙110番の設置

・迷惑黒煙通報件数　７件、ハガキ等による指導件数　７件

● 運転者に対する指導

・街頭検査等において、パンフレット及び黒煙濃度チャート紙７０００枚を運転者に配布して、自動車の適正使用及びエコ・ドライブ等の指導を実施した。

・バス・トラックの各事業者において、急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について運転者の指導を行った。

● 運送事業者による自主点検

・バス・トラック事業者において、自動車の自主点検を実施した。

● 自動車整備事業者の取り組み

・自動車整備事業者において、使用者に対する点検指導、燃料噴射ポンプのチェック、エアークリーナーの清掃又は交換を必要とする車両の交換を行った。

② 街頭検査の実施（自動車技術安全部）

運輸支局等が必要に応じてディーゼル車両等の街頭検査を実施。不正改造車・整備不良車両に対し整備命令を発令する。

【15年度の取り組み】

・街頭検査実施予定回数　　１７２回

特に、ディーゼル車の黒煙については、「ＤＳクリーンキャンペーン」（６・１０月）において集中的に実施する。

【14年度の実績】

・街頭検査の実施回数　　１１３回
・検査車両数　　１１，２２５台
・不良車両数　　１，５５３台（内騒音・排出ガス関係２０７台）
・整備命令発令件数　　２４４台

③ オムニバスタウン整備総合対策事業補助によるCNGバスの導入（1.2(2)②に前掲））

④ 低公害車普及促進対策補助制度によるディーゼル微粒子除去装置（DPF）等の導入に対する補助の実施（自動車技術安全部）

大都市地域等における自動車に起因する大気汚染問題は依然として厳しい状況にあることから、低公害車普及促進対策補助制度により、DPF、酸化触媒を一定基数導入する者に対し、地方公共団体等と協調して、当該装置購入費（装着費を含む）の一部（1/4）を補助することにより、大気環境の改善を図る。

【15年度の取り組み】

・ディーゼル微粒子除去装置の補助申請状況の周知を実施する。
・ディーゼル微粒子除去装置の補助申請の審査を実施し補助を実施する。

※平成 15 年 6 月 11 日申請受付分が予算額を上回る状況となり、補助金交付要綱において予算の範囲内で行うこととされていることから、交付申請受付は同日をもって終了することとなった。

【14年度の実績】

・補助制度の概要等について、局又は支局から地方公共団体、自動車関係団体等に対し説明会等を計約１５回実施した。

（ 説明先 ）

青森県：県、バス協、トラック協　　宮城県：県、仙台市、バス協、トラック協
岩手県：県、バス協、トラック協　　山形県：県、バス協、トラック協
秋田県：県、バス協、トラック協　　福島県：県、バス協、トラック協

⑤ 事業用低公害車の導入促進及び支援措置（1.1(1)⑤に前掲）

⑥ グリーン経営の推進（1.1(1)⑦に前掲）

2.2交通流対策

① モーダルシフト（1.2(1)①に前掲）

３.循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会の構築に当たっては、リサイクル・廃棄物処理施設の整備に伴い発生する廃棄物や再生資源の輸送（静脈物流）について、環境負荷の少ないものとすることが必要。そのためには、リサイクル・廃棄物処理施設の計画段階から静脈物流のあり方を合わせて検討の上、必要なインフラ整備等を実施することが不可欠。東北運輸局では自動車リサイクル、ＦＲＰ船リサイクル等に取り組むこととしている。

(1)自動車リサイクル

（国の動き）

自動車リサイクル法（使用済み自動車の再資源化等に関する法律）が７月５日成立。また、改正道路運送車両法も7月10日成立。これにより、自動車リサイクル法に従って適正に解体処理されたのを確認のうえ、改正道路運送車両法により永久抹消登録が行われることとなる。すなわち、使用済み自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止を一貫した仕組みに改めた。

① 自動車抹消登録業務によるリサイクルの実施の担保（自動車技術安全部） 新たな登録抹消方式を運用することを通じて自動車リサイクルの実施を担保する。 【15年度の取り組み】 ・制度の詳細設計や運用について、支局等を通じて自動車関係業者やユーザーに対する説明・周知等の準備を進めることとする。 【14年度の実績】 ・平成１５年３月１０日東北運輸局において、「改正車両法施行に向けた地方運輸局説明会」を開催。（本省管理課係長講師・支局等１２名出席） ・改正車両法（抹消登録等関係部分）及び省令改正（案）の概要説明を行い、関係職員に対して新たな登録抹消方式の制度概要について周知を図った。

② 自動車整備事業者における対応（自動車技術安全部） 自動車整備業界の環境問題への取り組みとして、使用済み自動車適正処理が緊急の課題となっている中、自動車リサイクル部品等の使用促進、使用済自動車管理票（マニフェスト）の確実な交付に加え、カーエアコン用フロンの確実な回収など環境対策に積極的に取り組む。 【15年度の取り組み】 １４年度末現在、整備工場の登録事業者数は、引取業者５２．８％、回収業者３０．２％と低い状況にあることから、工場監査及び各種研修会等あらゆるの機会を

活用して、環境問題への取り組みの指導に努める。

【14年度の実績】

・カーエアコン用フロンの引取、回収の登録業者数について

引取業者の登録数：　４，１６７

回収業者の登録数：　２，３８８

・整備業界に対する環境問題への説明・指導について

説明会・研修会の開催：　２９５回

出席者数：　３１，８８８人

③ 環境に優しい自動車整備工場に対する顕彰制度の推進（自動車技術安全部）

自動車整備事業者等の環境問題への取り組みをいっそう促進するため、自動車リサイクル部品の積極的な活用やカーエアコンからのフロンの回収など環境対策に積極的に取り組んでいる事業者を顕彰し、公表する。

【15年度の取り組み】

４県に対して、「推進協議会」の設立に向けた取り組みを積極的に支援する。既に「推進協議会」が設立されている宮城県及び山形県については、表彰に向けた取り組みの支援を行う。

【14年度の実績】

・「推進協議会」の設立　２県（宮城、山形）

・「推進協議会」設立のための「設立準備会」の設置　４県（青森、岩手、福島、秋田）

・表彰規定の情報収集を行った。

(2) ＦＲＰ船リサイクル

（国の動き）

平成12年度から「ＦＲＰ廃船高度リサイクルシステム構築プロジェクト」を実施。リサイクルやリユースに係る技術開発、関係者の役割分担や費用負担の明確化等の課題を平成15年度までに克服し、平成17年度にリサイクル制度の運用開始を目指す。

① 小型船舶の登録の適正な実施（海上安全環境部、海事振興部）

リサイクル制度開始に備え、所有者の明確化を図り、処分費用負担問題やプレジャーボート放置問題に対応するため、小型船舶登録法に基づくプレジャーボート等の適正な登録を推進する。

【15年度の取り組み】

現存船は法の経過措置により、平成１７年４月１日までに登録を実施することとなっており、前年度に引き続き各種イベント、講習会等の場を活用し、登録の促進のための周知啓発活動を実施する。

【14年度の実績】

・小型船舶検査機構と連携し、法省令の周知、登録の促進に努めた。

・舟艇対策懇談会、ボートショー等の各種イベントにおいてパンフレットを配布、広報活動を実施した。
・特殊船等当局で船舶検査を受検する船舶について、検査申請時に法省令を説明し、直ちに小型船舶検査機構に登録するよう指導した。

(3)　静脈物流システムの構築

①　東北地方における静脈物流システム構築基本調査の実施（自動車交通部）

近年、環境問題から静脈物流に対する必要性が高まっており、また、東北地方は中山間地が広がり、多くの地方都市が点在し、輸送効率性が悪い地域も数多く存在することから、より効率的な静脈物流の構築が求められている。そこで、トラック輸送を中心とした静脈物流の効率的、効果的なシステム構築を目指して、主要なリサイクル材（古紙、ペットボトル、廃タイヤ、廃プラスチック、木屑等）を取り上げ、既存の物流拠点を活用した静脈物流システム構築の可能性について検討する。

【15年度の取り組み】

・東北地方における廃棄物・リサイクル品の運送等に係る効率化事業可能性調査（引越し事業を事例とした共同事業の可能性調査）を実施する。

【14年度の実績】

・調査委員会を平成１４年１１月８日、平成１５年1月２８日、平成１５年３月２５日の３回開催し、「廃棄物」に係る法規制、品目別静脈物流の実態、トラック事業者の静脈物流に対する取り組み動向、事業ニーズ等についてアンケート調査等により実態を把握し報告書をとりまとめた。

(4) グリーン経営の推進（1.1(1)⑦に前掲）

４．海洋汚染対策・プレジャーボート関係環境対策

近年の沿岸において発生する大規模油流出事故の背景には、海上人命安全条約（ＳＯＬＡＳ条約）・海洋汚染防止条約（ＭＡＲＰＯＬ条約）等の基準を満たさない船舶（サブスタンダード船）の存在が大きな要因となっている。これらサブスタンダード船を排除するため、日本に寄港する外国船舶が条約の基準を満たしているかどうかを立入り検査する外国船舶監督業務（ポート・ステート・コントロール：ＰＳＣ）を強力に実施する。

一方、海洋汚染防止についての国際的な反響が高まる中、海洋汚染防止条約の規制対象の範囲が順次拡大され、国際的な取り組みが強化されている。このため、海洋汚染防止に関する国民の理解の増進を図るとともに、危険物積載船舶及び旅客船等の立入点検を実施する。

また、平成１４年度から「小型船舶の登録に関する法律」が施行されたことからその法律の円滑な実施と、登録法の施行に伴い小型船舶の所有者が把握できることから、所有船舶の適正な保管場所への誘導、不法投棄の未然防止など、制度を活用した積極的な放置艇対

策を実施し、プレジャボートの適正な利用を図るための周知・啓発等の取り組みを行う。

① 外国船舶の監督（ＰＳＣ）の強力な実施（海上安全環境部）

我が国の港湾に入港した外国船舶に対し、船体の構造、海洋汚染防止設備等の保守点検及び油排出の処理・管理状況等についてＰＳＣを強力に実施し、サブスタンダード船による海難事故や違法な油の排出等による我が国沿岸の海洋汚染の防止を図る。

② 海洋防止設備に関する国民の理解増進、周知・啓蒙の強力な実施（海上安全環境部）

海洋環境保全に関しては、海洋汚染防止条約の附属書が順次発効することにより、単に油に限らず有害液体物質、船舶からの廃棄物が規制対象とされた。さらに平成１５年９月２７日からは船舶からの汚水の排出が規制され、汚水処理設備の搭載が一定の船舶に義務付けられることとなっており、国際的な取り組みの動向や、我が国の法体系や規制内容について、国民に理解をしてもらうことが重要である。

【15年度の取り組み】

海洋汚染防止法・省令改正説明会を開催予定。

【14年度の実績】

海洋汚染防止講習会を平成１５年１月２３日に仙台において開催(出席者８８名)。

③ 安全総点検の強化・拡充（海上安全環境部）

旅客船等の総点検については、全国的に行われる年末年始の総点検に加え、昨年までは東北運輸局独自に夏期に安全総点検を実施してきたが、１５年度からは、その強化を図る観点から春期に総点検を前倒し実施することとし、繁忙期の到来前に運航事業者に万全の安全確認を行う行わせることとした。また、今後、点検項目に海洋汚染防止設備の確認、船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項等の掲示の確認を追加し、海洋環境保全に対する意識の高揚に努める。

【平成 15 年度の取り組み】

・春期（季）の安全総点検（４月１日から５月 30 日まで)：自主点検春期総点検の実施隻数は旅客船全船（153 隻）（５２事業者)。更に随時、立入り点検を実施する。

・年末年始の安全総点検（１２月１０日から１月１０日まで)：冬期運休中の船舶を除き９３隻（３４事業者）実施予定。

【平成 14 年度の実績】

・夏季総点検の実施：14 年度はワールドカップの開催を控え、例年より総点検時期を早めて 5 月 30 日から 6 月 8 日に実施した。夏期総点検（自主点検）の実施隻数 102 隻（４０事業者)。立入り点検の実施隻数６７隻（３０事業者)。

・年末年始の安全総点検：実施隻数９３隻（３４事業者)。

④ 危険物運搬船への立入り検査の強化（海上安全環境部）

危険物運搬船については、海難事故が発生した場合、積荷等の流出により重大な海洋汚染を引き起こす危険性が高いため、従来から荷主等の協力を得て重点的に立入検査を実施してきたが、今後も継続して立入検査を実施することにより、事故の未然防止と海洋環境の保全を図る。

【１５年度の取り組み】

危険物運搬船への立入り検査隻数（目標）：　４５隻

【１４年度の実績立入り実績】

危険物運搬船への立入り検査の実施隻数：　４１隻

⑤ 東北地区舟艇利用振興対策連絡会議の開催（海事振興部）

舟艇の利用にあたって、保管場所の確保や廃船処理体制の整備等の諸問題の解決のため関係省庁、地方自治体、関係団体を含む関係機関相互の連絡調整を図る。

【15年度の取り組み】

放置艇対策及び舟艇の振興対策を推し進めるため、関係官庁、地方自治体、関係団体から成る東北地区舟艇利用振興対策連絡会議を開催する。

【14年度の実績】

「舟艇利用振興対策連絡会議」を１１月１３日に開催した。

⑥「プレジャーボート何でも相談」窓口の設置（海事振興部）

舟艇利用者に対し、保管場所、廃船処理等に関する情報提供を行うとともに、利用者の意見を的確に把握するよう努める。

【15年度の取り組み】

ホームページの充実などを図るとともに、相談窓口開設に関する広報を推し進めると共に関連団体等の懇談会などを利用して周知を強化する。

【14年度の実績】

・「プレジャーボート相談窓口」を随時開設し、情報提供を行っている。

・東北マリン事業協会主催の東北ボートショーに出展し、特別コーナーを設けて、来場者に対する相談並びに情報提供を行った。

⑦ 小型船舶の登録の適正な実施（3(2)①に前掲）

⑧ グリーン経営の推進（1.1(1)⑦に前掲）

お問合せ先：東北運輸局　交通環境部
環境・安全防災課

〒983-8537　**仙台市宮城野区鉄砲町１番地**
仙台第４合同庁舎
電話　（０２２）　７９１－７５０９
FAX　**（０２２）　７９１－７５３９**
ホームページ　http://www.mlit.go.jp/touhoku/